



宮 崎 県 公 報

平成22年11月4日(木曜日) 第 2232 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(4件).....(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(2件).....(") 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(砂防課) 2	

公 告

○地域森林計画の案の縦覧.....(環境森林課) 2
○地域森林計画の変更の案の縦覧.....(") 3
○公共測量の実施の通知.....(管理課) 3
○都市計画の変更の案の縦覧(3件).....(都市計画課) 3
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(5件).....(") 4

告 示

宮崎県告示第 770号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月4日から平成22年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字大迫ノ尾羽根2414番3地先から同郡同村同大字同字2417番3地先まで	旧	14.8 ~ 35.9	77.5
				新	3.6 ~ 15.3	97.4

宮崎県告示第 771号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月4日から平成22年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字	旧	8.4 ~ 35.8	549.4

矢櫃1984番13地先から同市同町下三ヶ同字1984番13地先まで	新	11.5 ~ 43.9	548.0
-----------------------------------	---	-------------	-------

宮崎県告示第 772号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月4日から平成22年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
28	県道	日南高岡線	宮崎市高岡町高浜字萩原 122番1地先から同市同町高浜同字91番5地先まで	旧	22.6 ~ 35.0	157.6
				新	18.6 ~ 35.0	157.6

宮崎県告示第 773号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月4日から平成22年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾八 重1898番17 地先から同 郡同村同大 字同字1898 番17地先ま で	旧	5.6 ~ 15.6	66.4
				新	8.2 ~ 20.4	66.4

宮崎県告示第 774号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月 4 日から平成22年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 矢櫃1984番 13地先から 同市同町下 三ヶ同字19 84番13地先 まで	平成22年11月 4 日

宮崎県告示第 775号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月 4 日から平成22年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾八 重1898番17 地先から同 郡同村同大 字同字1898	平成22年11月 4 日

			番17地先ま で	
--	--	--	-------------	--

宮崎県告示第 776号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 谷口 2 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から10号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市北川内町中岡5013
2	” ” ” 5013
3	” ” ” 5013
4	” ” ” 5007
5	” ” ” 5007地先道路敷
6	” ” ” 谷口5403- 1
7	” ” ” 5403- 1
8	” ” ” 5403
9	” ” ” 5411- 1 地先道路敷
10	” ” ” 内ノ野5160

2 舂地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号と 2 号を平成 5 年 2 月25日宮崎県告示第 233号で指定した第 2 号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱 2 号から 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 4 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	串間市大字市木字磯平9003- 1
2	” ” ” 8999- 1
3	” ” ” 8999- 1
4	” ” ” 9005- 1

公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成22年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 森林計画区の名称

耳川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県東臼杵農林振興局

3 縦覧期間

平成22年11月4日から平成22年12月6日まで

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 森林計画区の名称

一ツ瀬川森林計画区、大淀川森林計画区、五ヶ瀬川森林計画区及び広渡川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県中部農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局

3 縦覧期間

平成22年11月4日から平成22年12月6日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、小林市長から次のとおり通知があった。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

公共測量 2級基準点 4点

座標変換区域12.9ha(3級、4級基準点及び街区画地点)

2 作業期間

平成22年10月30日から平成22年12月5日まで

3 作業地域

小林市細野字新竹、新竹前、池ノ原及び田々の各一部

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・4・5号 昭和通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市 吾妻町、出来島町、城ヶ崎3丁目、城ヶ崎4丁目の各一部

(2) 削除する部分

宮崎市 吾妻町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県国土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課

(2) 期間

平成22年11月18日から平成22年12月2日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・4・10号 佐土原広瀬通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市 佐土原町上田島 字樋ノ口、字松木田、字田中、字古城
字上都甲路のそれぞれ一部

佐土原町下田島 字伊勢田、字菰田、字柿田、字馬場、字橋口迫、字池田のそれぞれ一部

(2) 削除する部分

宮崎市 佐土原町上田島 字古川、字樋ノ口のそれぞれ一部
佐土原町下田島 字上ノ瀬、字下都甲路、字柳馬場、字寺畑、字新馬場、字境田、字月輪、字池田、字橋口迫、字田淵迫のそれぞれ一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県国土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所

(2) 期間

平成22年11月18日から平成22年12月2日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・5・7号 一ツ瀬橋通線
3・5・22号 寺の下通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分

宮崎市 佐土原町上田島 字古川、字樋ノ口、字田中、字上都甲路、字松木田、字古城のそれぞれ一部

佐土原町下田島 字伊勢田、字菰田、字柿田、字馬場、字橋口迫、字池田のそれぞれ一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び
宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所

(2) 期間

平成22年11月18日から平成22年12月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用
する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付
されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画 特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用
する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付
されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画 用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用
する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付
されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路
3・5・38号 正手松之木田線
3・5・39号 岡ノ下公園通線
3・5・40号 岡樋ノ口線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用
する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付
されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市

- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道
宮崎公共下水道
浮田中継ポンプ場
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用
する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付
されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道
清武都市下水路の廃止
高岡都市下水路の廃止
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所